

## 狩猟鳥獣の選定の考え方の見直しの必要性（案）

### 1. 目的

法の目的に照らし、野生鳥獣を対象として肉や毛皮を獲得するという目的だけでなく、鳥獣の計画的な管理に貢献する役割も有する狩猟について、その対象となる狩猟鳥獣の定義を明確に定めたもの。

### 2. 制度

（法第二条第七項）

「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないもの。

（基本指針 I 第四 1）

狩猟鳥獣は、以下の 1)及び 2)の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるもの。

- 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。
  - ① 当該鳥獣の保護の観点
  - ② 生物多様性の確保の観点
  - ③ 社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業又は生態系等に係る被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。なお、外来鳥獣については、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮する。

国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を 5 年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

\* 外来鳥獣についての記述は前回の改正で追加された内容

### 3. 現状

- ・ 狩猟鳥獣は 46 種を指定（鳥類 26 種、獣類 20 種）されており（参考資料 4）、獣類 20 種の中にノネコ、ノイヌが含まれる。
- ・ 局長通知では、「野生」の定義を、「当該個体が元々飼育下にあったかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、常時山野等にいて、専ら野生生物を捕食し生息している状態」としており、ノネコ、ノイヌについては、生物学的な分類ではペットとして飼われてい

るネコ、イヌと変わらないが、飼主の元を離れて常時山野等にいて、専ら野生生物を捕食し生息している個体を「ノイヌ」「ノネコ」としている。なお、飼い主の元を離れてはいても、市街地または村落を徘徊しているようないわゆる「ノラネコ」「ノライヌ」は「ノネコ」「ノイヌ」には該当せず法の対象にはならないとしている。

#### 4. 課題

- ・ ノネコおよびノイヌは、昭和 24 年に「他の鳥獣を捕食する等の影響を防止する」という目的で狩猟鳥獣に指定された経緯があり、近年の狩猟鳥獣の見直しにおいては、「外来鳥獣の管理」という観点で指定され続けている状況であるが、以下の理由から狩猟鳥獣からの解除を検討する。
  - ① 過去に指摘された他の鳥獣への影響が現在では特定の場所に限られる可能性がある。
  - ② 実際の狩猟活動において、ノネコおよびノイヌの捕獲数はわずかであり、狩猟対象としてのニーズが低い。
  - ③ ノネコとノラネコ、イエネコ（飼い猫）の区別が現場で困難であり、誤捕獲によるトラブルや動物愛護法違反のリスクがある。
- ・ ②については、現在は狩猟鳥獣の指定要件に合致していない可能性がある。③については、運用上の課題がある。①については、狩猟鳥獣から外しても野生鳥獣であれば、生態系への被害について許可捕獲で計画的に捕獲することが可能であり、②、③を踏まえても狩猟鳥獣に残しておく利点が特になないと考える。一方で、現状の基本指針ではこのような種の解除要件が明確ではない。

#### 5. 対応方針（案）

- ・ 狩猟鳥獣の定義の見直しにあたっては、特にノイヌ、ノネコ等の飼養動物との区別が困難な種について、選定する際の考え方を明確に示すことを検討してはどうか（基本指針 I 第四 1 の改正を検討）。